

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901

名古屋市食品国民健康保険組合
名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

令和七年度 定時社員総会開催

公益社団法人名古屋市食品衛生協会の令和7年度定時社員総会が6月17日(火)、午後2時から名古屋ガーデンパレスにおいて、多数の関係者の出席のもと開催されました。

総会には三浦邦雄副会長の開会の辞、舟橋左門会長の挨拶に続いて、名古屋市長広沢一郎様、顧問の名古屋市会議員ふじた和秀様、愛知県議会議員寺西むつみ様からご祝辞を頂き、保健所長(健康福祉局医務担当局長)小嶋雅代様はじめご来賓の皆様がご紹介されました。



舟橋会長挨拶



広沢市長祝辞



その後、定款の定めにより舟橋会長が議長となり議事の審議に入りました。提出議案は、第1号議案「令和6年度事業報告」、第2号議案「令和6年度計算書類(正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、貸借対照表、財産目録及び附属明細書)の承認」の二議案は満場一致で原案通り承認されました。また、報告事項は「令和7年度事業計画」「令和7年度収支予算」についてでした。久野雄一副会長の閉会の辞により、定時社員総会を終了しました。

第1号議案「令和6年度事業報告」

1 食品衛生思想の普及啓発事業

(1) 食品衛生月間に各区食品衛生協会等と連携し、食品衛生パレード、消費者懇談会等を実施した。

(2) 9月10日、名古屋市公館において、消費者代表

(名古屋地域女性団体連絡協議会)、行政(名古屋市保健所・保健センター等)、と事業者代表(当協会)による消費者懇談会を名古屋市と共催した。

(3) 11月から2月に名古屋市が「ノロウイルスによる食中毒防止対策期間」を、日本食品衛生協会が「ノロウイルス食中毒予防強化期間」を設定した。各区食品衛生協会が保健センターと連携して、リーフレット、啓発グッズ等(標語入りウェットティッシュ)を活用した啓発活動等を行った。

(4) 食品衛生表彰式を、11月12日名古屋ガーデンパレスで開催した。

2 食品衛生責任者養成事業

名古屋食品衛生責任者取扱要綱に基づき、名古屋市の委託により集合型、eラーニングによる食品衛生責任者講習会を開催した。

・集合型の受講者数

4,005名

・eラーニング受講者数

2,270名

3 食品衛生管理の指導・助言事業

(1) 日本食品衛生協会の重点指導目標「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り」とし、リーフレットや簡易検査等を活用した巡回指導を行った。

(2) 日本食品衛生協会の「食の安心・安全・五つ星事業」の普及に取り組んだ。

(3) 日本食品衛生協会東海北陸ブロック大会、食品衛生指導員部会長・事務局

長合同会議(6月6日、7日・オックスカナルパーク・富山県)、食品衛生指導員全国大会(10月23日・浅草公会堂・東京)に参加した。

(4) 食品衛生指導員90名を再委嘱した。(食品衛生指導員総数は200名)

(5) 食品衛生指導員に食品衛生手帳を配布した。

(6) 手洗いチェッカー、ルミテスター等の貸出を行った。

4 食品衛生の向上に関する顕彰事業

(1) 11月12日、名古屋ガーデンパレスで開催した食品衛生表彰式で、優良施設、優良従業員及び食品衛生功労者の表彰を行った。

名古屋市長表彰

7 施設、15名

名古屋市長表彰
6 施設、36名

(2) 食品衛生全国大会(10月24日・明治座・東京)で表彰を受けた。

厚生労働大臣表彰

2 施設、3名

日本食品衛生協会会長表彰
1 施設、5名

日本食品衛生協会理事長表彰
1 名

(3) 公益社団法人日本食品衛生協会東海北陸ブロック大会(6月6日・オークスカナルパーク・富山県)で表彰を受けた。

厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰
2 名

5 食品衛生に関する情報の提供事業

(1) 名古屋市の発令した食中毒警報(第1号・7月3日、第2号・7月22日、第3号・7月29日)、ノロウイルス食中毒注意報(2月3日・3月31日)、ノロウイルス食中毒警報(3月3日・3月10日、3月13日・20日)を伝達した。

(2) 「名古屋食品界」(6回発行)、ホームページ、リーフレットの配布による食品衛生情報の提供に努めた。

6 食品衛生の向上に関する講習会・相談窓口等の事業

(1) 「食の安全・安心自主管理講習会」を名古屋市獣医師会館で開催した。

2月26日の参加者48名

2月27日の参加者42名

(2) 「HACCP講習会」

を名古屋市獣医師会館で開催した。

3月3日 参加者5名

(3) 食品衛生相談窓口を「HACCP講習会」(会場・名古屋市獣医師会館)終了後、開設した。

7 その他の事業

(1) 講習会会場等で営業賠償共済のチラシを配布するなど食品営業賠償共済、総合食品賠償共済「あんしんフード君」等への加入を推奨した。

(2) 食品衛生責任者用設置プレートを販売した。

(3) 支部・区協会の維持・運営の支援、啓発活動・食品衛生指導員活動等事業の活性化等への支援を行った。

第2号議案「令和6年度計算書類の承認」

正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)及び貸借対照表(令和7年3月31日現在)のとおりです。

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)			
科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	3,088,000	3,201,000	△ 113,000
事 業 収 益	35,747,301	34,628,607	1,118,694
受 取 補 助 金 等	11,054,989	13,420,393	△ 2,365,404
名 古 屋 市 委 託 金	12,673,716	11,795,250	878,466
受 取 寄 付 金	0	0	0
雑 収 入	44,035	30,553	13,482
経常収益計	62,608,041	63,075,803	△ 467,762
(2) 経常費用			0
事 業 費 用	55,710,385	51,987,022	3,723,363
管 理 費 用	2,257,429	4,664,003	△ 2,406,574
経常費用計	57,967,814	56,651,025	1,316,789
当 期 経 常 増 減 額	4,640,227	6,424,778	△ 1,784,551
2. 経常外増減の部			
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	4,640,227	6,424,778	△ 1,784,551
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	40,668,951	34,244,173	6,424,778
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	45,309,178	40,668,951	4,640,227
II 指定正味財産増減の部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
III 正味財産期末残高	45,309,178	40,668,951	4,640,227

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)			
科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	36,423,193	31,229,502	5,193,691
未収金	0	732,676	△ 732,676
流動資産合計	36,423,193	31,962,178	4,461,015
2 固定資産			
基本財産			
基本財産積立	5,435,706	5,435,706	0
基本財産合計	5,435,706	5,435,706	0
特定資産			
退職給付積立	6,125,600	8,226,900	△ 2,101,300
大会準備積立	1,320,514	1,320,514	0
調整準備積立	3,046,803	3,046,803	0
特定資産合計	10,492,917	12,594,217	△ 2,101,300
その他固定資産			
什器備品	676,492	0	676,492
減価償却累計額	△ 126,318	0	△ 126,318
ソフトウェア	340,308	456,985	△ 116,677
その他固定資産合計	890,482	456,985	433,497
固定資産合計	16,819,105	18,486,908	△ 1,667,803
資 産 合 計	53,242,298	50,449,086	2,793,212
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,752,500	1,433,182	319,318
預り金	55,020	120,053	△ 65,033
流動負債合計	1,807,520	1,553,235	254,285
2 固定負債			
退職給付引当金	6,125,600	8,226,900	△ 2,101,300
固定負債合計	6,125,600	8,226,900	△ 2,101,300
負債合計	7,933,120	9,780,135	△ 1,847,015
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	45,309,178	40,668,951	4,640,227
(うち特定資産への充当額)	5,435,706	5,435,706	0
4,367,317	4,367,317	0	0
正味財産合計	45,309,178	40,668,951	4,640,227
負債及び正味財産合計	53,242,298	50,449,086	2,793,212

名古屋市からのお知らせ

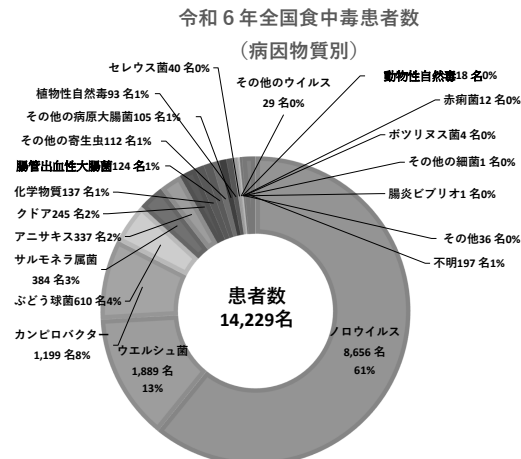
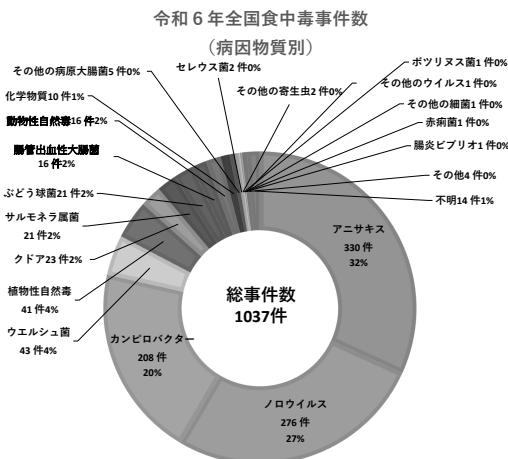
食中毒を防ぎましょう

1 全国・名古屋市の食中毒発生状況

令和6年の全国及び名古屋市の食中毒発生状況についてお知らせします（グラフ及び表のとおり）。全国で発生した食中毒の病因物質別事件数の上位はアニサキス、ノロウイルス、カンピロバクターで、これらの食中毒防止対策を進めていくことが特に重要です。

令和6年名古屋市食中毒発生状況

病因物質	件数	患者数
ノロウイルス	7	284
カンピロバクター	4	24
アニサキス	4	4
その他	2	22
計	17	334

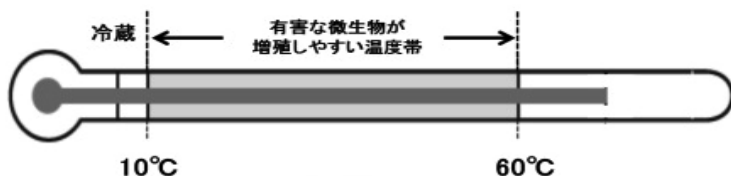


2 夏場の食中毒予防について

気温が高くなり細菌が増えやすくなる気象条件になると、細菌性の食中毒が起こりやすくなります。例えば、黄色ブドウ球菌やウエルシュ菌などは、食材や調理後の食品の温度管理が不十分だと食品中で増殖し、毒素を産生して食中毒を引き起こします。食材は保存方法を守って保管し、調理後の食品はすみやかに提供しましょう。また、調理後に保存する場合は常温で放置せず冷蔵保存し、再加熱する際は、十分に加熱しましょう。

一般的に、細菌は10℃～60℃の温度帯で増殖しやすくなります。この温度帯に留意し、冷やす場合には短時間で通過させるようにしましょう。

<危険温度帯について>



公益社団法人日本食品衛生協会 小規模な飲食店事業者向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書 より

3 食中毒警報について

食中毒警報は、例年7月～9月において細菌性の食中毒が起こりやすい気象条件となった場合などに、市民の皆様や食品関係事業者の方々に対して、食品の取扱いや衛生管理への注意を促すために発令します。食中毒警報が発令されたら、次の点に特に注意して、食中毒の発生を防止しましょう。

- ◇調理後は長時間放置せず、すぐに提供しましょう。
- ◇調理の前には石けん等でよく手を洗いましょう。
- ◇冷蔵庫の温度は10℃以下になるようにしましょう。
- ◇冷蔵庫に食品を詰め過ぎないように気をつけましょう。
- ◇新鮮な材料を使用するようにしましょう。
- ◇食器、マナ板、包丁、ふきん等は十分に洗浄、消毒しましょう。
- ◇調理場は常に清潔に保ちハエ、ゴキブリ、ねずみ等の駆除に努めましょう。

食物アレルギーについて 正しく理解しましょう

アレルギーの原因となる食物を食べたり、触れたり、吸い込んだりすることにより、かゆみ、じんましん、おう吐、咳などを引き起こし、重症の場合は血圧低下や呼吸困難などのショック症状を起こす場合もあります。**食物アレルギーは好き嫌いとは違います！**食物アレルギーのことを正しく理解し、お客様に誤った情報提供をしないようにしましょう。

表示	特定原材料等
義務 【特定原材料】	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）
推奨（任意） 【特定原材料に準ずるもの】	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◎容器包装に入れられた加工食品や添加物でアレルギー表示が必要な品目
飲食店においても、口頭やメニュー等でお客様に情報提供をしましょう。

◎情報提供を行うときに気をつけること

- ・ 最新で正確な情報を提供しましょう
 - ・ あいまいな回答をしないようにしましょう
 - ・ 原因食物（アレルゲン）の意図しない混入（コンタミネーション）の可能性を伝え、重症者※には慎重に判断することを促しましょう
 - ・ 「食べられる／食べられない」の判断はお客様にしていadakimashou
 - ・ 食物アレルギーに関する問い合わせには、正しい知識を持った店員が対応しましょう
- ※重症者：微量で発症する、重症の症状を起こしたことがある、アレルゲンを完全除去中、エピペンの所持等

◎食物アレルギーの原因となる食物



詳しくはこちら →



消費者庁パンフレット

「外食・中食事業者さんへ食物アレルギーの
お客様との会話で困った経験はありませんか」

（公益社団法人）
名古屋市長古屋市食品衛生協会
賛助会員の皆様

（一社）愛知県薬剤師会
（〇五二）六八三一一三

（株）アルボース名古屋支店
（〇五二）五三三三八〇〇八

（株）向文堂
（〇五二）三六五五二六六

サラヤ（株）
（〇五二）三二一八六五五

三信印刷（株）
（〇五二）四〇九〇六九六

新日本法規出版（株）
（〇五二）二一一五七七七

（株）名古屋衛生細菌技術センター
（〇五二）七三一一五〇一二

ニッショウ機器（株）
（〇四五）六六一〇七八九

三井住友海上火災保険（株）
中部本部
（〇五二）二〇三三三九〇六

私たちは名古屋市長古屋市食品衛生協会の事業に協賛しています

令和六年

人間ドック結果

一般財団法人愛知健康増進財団は、当組合の被保険者受診者を含む一万九七三七人の総受診者について令和六年（令和六年一月一日～二月三十一日の間）の人間ドック検査結果をまとめ発表しました。

検査項目別に、何らかの異常がみつかった方々の割合（有所見率）の状況をみてみますと、

まず、①胆のう、肝臓、腎臓などの臓器を調べる「腹部超音波検査」の有所見率は七九・九％で、そのうち、二九・二％の方は「軽度異常あるも日常生活に支障なし」、二・五％の方は「要精密検査」、四七・二％の方は「軽度異常あり、生活習慣改善又は経過観察を要す」の判定結果でした。

②生活習慣病の元凶ともいえるコレステロールや中性脂肪を調べる「血液脂質検査」の有所見率は、七・六％で、そのうち、二・五・二％は、「軽度異常あるも日常生活に支障なし」、二・九・四％の方は、「軽度異常あり生活習慣改善又は経過観察を要す」、一・五％の方は「要精密検査」、六・

〇％の方は「要医療」、一五・四％の方が「現在治療中」の判定結果でした。

③「腎機能検査」の有所見率は、一一・八％で、そのうち、〇・〇％（三人）の方は「軽度異常あるも日常生活に支障なし」、一〇・

一％の方は「軽度異常あり、生活習慣改善又は経過観察を要す」、〇・七％の方は「要精密検査」、一・〇％の方は「現在治療中」の判定結果でした。

腎臓を悪くしますと、人工透析をしなくてはなりません。有所見者は判定結果に従い、食生活の改善、適度の運動をするなど生活習慣を見直し、それを実行することが大切です。

④「肝機能検査」の有所見率は、四六・〇％で、そのうち、一八・五％の方は「軽度異常あるも日常生活に支障なし」、一五・〇％の方は「軽度異常あり、生活習慣改善又は経過観察を要す」、一・五％は「現在治療中」の判定結果でした。

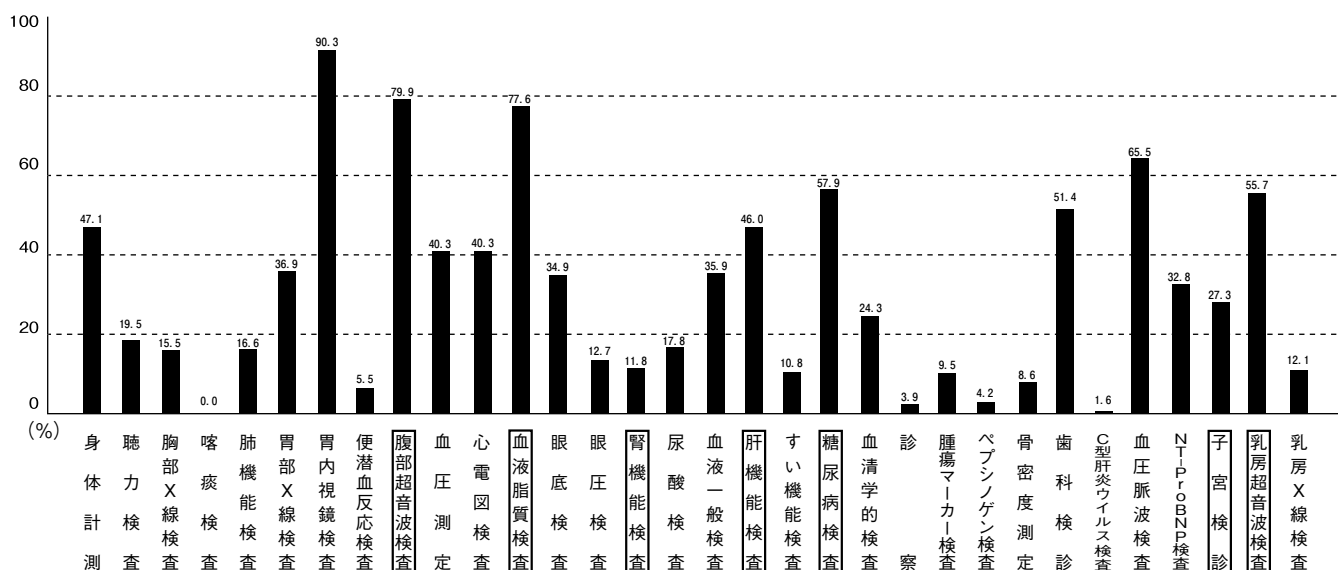
⑤「糖尿病検査」の有所見率は、五七・八％で、そのうち、三六・〇％の方は「軽度異常あるも日常生活に支障なし」、一一・三％の方は「軽度異常あり、生活習慣改善又は経過観察を要す」、一・四％の方は「要精密検査」、一・三％の方は「要医療」、七・八％の方は「現在治療中」の判定結果でした。

⑥婦人科検診の「子宮検査」の有所見率は、二七・三％で、そのうち、八・四％の方は「軽度異常あるも日常生活に支障なし」、五・九％の方は「軽度異常あり、生活習慣改善又は経過観察を要す」、一〇・六％の方は「要精密検査」、〇・七％の方は「要医療」、一・六％の方は「現在治療中」の判定結果でした。

「乳房超音波検査」の有所見率は、五・七％で、そのうち、〇・二％の方は「軽度異常あるも日常生活に支障なし」、五〇・九％の方は「軽度異常あり、生活習慣改善又は経過観察を要す」、四・五％の方は「要精密検査」、〇・一％の方は「現在治療中」の判定結果でした。

健診の一番の目的は、「疾病の発症予防と早期発見」です。定期的に健診を受けることでその兆候を早期に見つけ対処することが可能です。

検査項目別有所見率(全体)



令和八年三月末までに 「特定健診」の受診を

40歳から74歳の方は、特定健康診査等（特定健診・特定保健指導）を、令和八年三月末までに、是非、受診してください。

●特定健診を受けていただく方

↓健診対象者には、四月に、食品国保から受診券をお送りいたしました。

指定の特定健診実施機関に予約の上、「特定健康診査受診券」と「マイナ保険証又は資格確認書」を持って、受診してください。

⑨・特定健診と特定保健指導の費用は、全額食品国保が負担いたします。

●特定健診を受けなくてよい方

↓人間ドック又は生活習慣病健診を受診された方・受診予定の方

人間ドック又は生活習慣病健診の検査項目には、特定健診の検査項目が含まれています。人間ドック又は生活習慣病健診を受診される方又は受診した方は、特

定健診を受けたことになり、ますので、特定健診を受ける必要はありません。

●健診を受けるところ（健診実施機関）

次の①又は②の医療機関の中から選択して健診を受けてください。

↓①【別表】「個別契約医療機関名簿」に掲載されている医療機関

この「名簿」から、健診を受ける医療機関を選んで、直接電話で予約申込みしてください。

↓②最寄りの診療所など医療機関

県内のほとんどの医療機関（県内二三〇〇ほどの医療機関）と集合契約しています。あなたが健診を受けようとしている医療機関が、契約医療機関かどうか、ご不明の場合は、食品国保（保健事業担当：電話〇五二（二六）七六六）にお問い合わせください。

⑩・名食国保ホームページ（「名食国保」で検索）でも検索できます。

●人間ドック（組合負担は1万6千円）と生活習慣

病健診（組合負担は1万800円）の医療機関は↓【別表】「個別契約医療機関名簿」の「健診種別」欄に「〇」印のある医療機関で実施しています。

この「名簿」から、健診を受ける医療機関を選んで、直接電話で予約申込みしてください。

キリトリ線

特定健康診査受診券

令和7年度

令和7年5月29日 交付

受診券整理番号	01234567890		
被保険者証番号	010001-000		
氏名	特定 太郎		
性別	男	生年月日	昭和29年5月29日
有効期限	令和8年3月31日		

健診内容	実施形態	実施項目	窓口の自己負担		保険者負担上限額
			負担額	負担割合	
特定 健康 診	基本項目	個別	〇	—	—
		集団	〇	—	—
	貧血	個別	△	0円	—
		集団	△	0円	—
	心電図	個別	△	0円	—
		集団	△	0円	—
	眼底	個別	△	0円	—
		集団	△	0円	—
	クレーチニン	個別	△	0円	—
		集団	△	0円	—

※ △は、契約内容・実施条件に則して医師の判断により実施してください。

保 険 者 等	所在地	名古屋市中区栄四丁目14番21号 愛旅連ビル4階
	電話番号	(052)261-7661
	番号	0 0 2 3 3 0 1 5
	名称	名古屋市食品国民健康保険組合

契約とりまとめ機関名	『個別契約』及び『集合契約B』注意事項欄参照
支払代行機関番号	92399021
支払代行機関名	愛知県国民健康保険団体連合会

特定健康診査受診上の注意事項

- 右記の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署してください。（特定健康診査受診結果等の送付に用います。）
- 特定健康診査を受診するときには、受診券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- 特定健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
- 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国及び県への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用するの受診はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返しください。
- 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
- この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。

『個別契約機関』

* ご案内文章裏面の【食品国保個別契約医療機関名簿】参照

『集合契約B機関』（特定健康診査のみ）

* 愛知県（NPO健康情報処理センターあいち等）

* 岐阜県・静岡県・三重県

修正住所記入欄

〒
新住所

キリトリ線

〔別表〕

【個別契約医療機関名簿】

「○」が実施している医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	《健診種別》		
			特定健診 (40歳以上の方)	生活習慣病 健診	人間ドック
東山内科 東山健康管理センター	名古屋市千種区 東山通5丁目103番地	(052)734-2200 順秀会予約専用	○	○	○
星ヶ丘内科小児科 星ヶ丘予防接種センター	名古屋市千種区井上町113番地 星ヶ丘中央ビル3階	(052)734-2200 順秀会予約専用	○		
メディカルパーク今池	名古屋市千種区今池1-8-8 今池ガスビル2階	(052)734-2200 順秀会予約専用	○	○	○
名古屋市医師会 健診センター	名古屋市東区葵1-18-14	(052)937-8425	○	○	○
愛知健康増進財団	名古屋市北区清水1-18-4	(052)951-3919	○	○	○
名駅前診療所 保健医療センター	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル2階	(052)581-8406	○		○
名古屋公衆医学研究所 集団検診センター	名古屋市中村区長篠町4-23	(052)412-3111	○	○	○
名古屋ステーションクリニック	名古屋市中村区名駅4-6-17 名古屋ビルディング8階	(052)551-6663	○	○	○
名古屋東栄クリニック	名古屋市中区栄2-11-25	(052)201-1111	○		○
スカイル内科 スカイル健康管理センター	名古屋市中区栄3-4-5 栄（スカイル）ビル11階	(052)734-2200 順秀会予約専用	○	○	○
エルズメディケア名古屋 (女性専用)	名古屋市中区栄2-1-1 日土地名古屋ビル3F	(052)737-6500	○		○
名古屋臨床検査センター	名古屋市昭和区滝子町3-2	(052)871-2726	○		○
メドック健康クリニック	名古屋市昭和区安田通4-3	(052)752-1125	○		○
臨港病院健康管理センター	名古屋市港区名港2-9-43	(052)659-2221	○		○
守山内科 守山健康管理センター	名古屋市守山区新守山901番地	(052)734-2200 順秀会予約専用	○	○	○
さとう乳腺内科 健診クリニック	名古屋市名東区一社2丁目8 オオター社ビル3F	(052)702-1480	○	○	○
岡崎市医師会 はるさき健診センター	岡崎市針崎町字春咲1-3	(0564)52-1570	○	○	○
山下病院健診センター	一宮市中町1-3-5	(0586)46-1520	○		○
一宮西病院健診センター	一宮市開明字平1	(0586)48-0088	○	○	○
瀬戸健康管理センター	瀬戸市共栄通1-48	(0561)82-6194	○		○
半田市医師会 健康管理センター	半田市神田町1-1	(0569)27-7887	○	○	○
豊田地域医療センター	豊田市西山町3-30-1	(0565)34-3003	○		○
西尾市医師会 健康管理センター	西尾市熊味町小松島32 西尾市保健センター3F	(0563)57-1451	NPOあいち で対応		○
日進おりど病院 予防医学推進・研究センター	日進市折戸町西田面110	(0561)73-3030	○	○	○
中京サテライトクリニック	豊明市沓掛町石畑180-1	(0562)93-8222	○	○	○
豊橋市民病院 予防医療センター	豊橋市青竹町字八間西50	(0532)33-6271	(注)特定健診 の実施なし		○

①受診される場合は、医療機関に、直接お申し込みください。

②受診時には、必ず、「被保険者証（保険証）」と「特定健康診査受診券（40歳以上の方）」を医療機関窓口にお出しください。

③「特定検診」、「生活習慣病健診」、「人間ドック」から、1つ選択して受診ください（助成を受けられるのは年度中1回のみです。）。

前期高齢者の証

の交付について

七〇歳以上七五歳未満の被保険者の方（前期高齢者の方）には、医療機関等にかかったとき、自己負担が二割か三割かを表示した「資格確認書兼高齢受給者証」（様式1）又は「資格情報のお知らせ」（様式2）が、令和七年八月一日に交付されます。

【自己負担割合の判定基準】

前期高齢者の自己負担割合が2割か3割かは、課税所得金額により決まります。その判定基準は、次のとおりです。

▼2割の方（Ⅱ一般所得者）

①課税所得金額が百四十五万円未満の方

②課税所得金額が百四十五万円以上であっても、収入額が次の「ア」又は「イ」に該当する方

七〇歳になられる方は、

「イ」に該当する方

「資格確認書」又は

「資格情報のお知らせ」を

八月中に交付します

現在お持ちの「被保険者証」は、本年八月三十一日に有効期限を迎えます。

昨年十二月に保険証の発行ができなくなりましたので、今後は、マイナ保険証

をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付します。

なお、今回交付する「資

ア：七十歳以上の加入者が一人のみのとき、その方の収入額が三百八十三万円未満

イ：七十歳以上の加入者が二人以上のとき、その方々の収入額の合計が五百二十万円未満

③同一世帯の被保険者の旧ただし書き所得（総所得金額等から四十三万円を控除した額）の合計額が二十万円以下の方

▼3割の方（Ⅱ現役並み所得者）

課税所得金額が百四十五万円以上の方（前記の②又は③に該当する方を除く。）

格確認書」の有効期限は、令和十二年七月三十一日となつています。（「資格情報のお知らせ」には有効期限はありません。）

また、旧「被保険者証」は、有効期限が到来しましたら、個人情報漏れがないように廃棄処分してください。

個人事業所から法人事業所へ

組織替えを考えている方へ

〜ご相談ください〜

事業形態を「個人」から「法人」に変更しますと、食品国保の被保険者ではいられなくなります。

引き続き当組合の資格を持ち続けるために、是非食品国保組合にご一報、ご相談ください。

例えば、個人の飲食店を法人化しますと、「健康保険適用除外の承認」を「協会けんぽ」で受けられないことは、当食品国保組合の組合員資格がなくなります。

また、和菓子屋さん、ケーキ屋さんなど食品の製造・販売業の場合は、個人経営であっても、従業員が五人以上になりますと、同じく、「健康保険適用除外の承認」を受けないと、資格がなくなります。

食品国保から「協会けんぽ」にかわりますと、事業主は従業員の医療に係る保険料の2分の1を負担しなくてはならなくなり、その負担が相当重くなります。

使いましょう！

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは…

新薬（先発医薬品）の特許期間が切れた後に製造・販売される後発医薬品のことで、同じ有効成分、同等の効能・効果をもちながら、新薬より少ないコストで研究・開発できるため、価格が安くなっています。

令和六年十月からは、ジェネリック医薬品のある新薬の処方希望した場合は、

「特別の料金」を支払う制度が導入されています。

特別の料金は、新薬とジェネリック医薬品の薬価の差額の四分の一相当の料金で、子ども医療等の福祉医療や、医療費控除の対象外となります。

ご自身の医療費を削減するために、是非、ジェネリック医薬品を使用しましょう。ジェネリック医薬品を使用することにより、特別の料金に加え、さらに三百円以上医療費負担が安くなるときは、組合からハガキでお知らせしています。